

担当：総務部防災安全課 生方 茂樹 電話0279-22-2130 内線2181

件名：渋川市における「空家等」の利活用を促進 するための情報提供及び事業協力について

- 1 目的 この協定は、渋川市（以下、「市」という。）と公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部（以下、「全日群馬県本部」という。）が相互に連携・協力して、市内の空家等及び空地の市場への流通促進を図ることにより、特定空家等の発生防止と空家等及び空地の利活用を推進し、もって本市の活性化に寄与することを目的とする。
なお、この協定は、平成27年7月締結済みの一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会と同内容です。
- 2 事業内容
 - (1) 所有者等に対する空家等及び空地の相談に関する事業
 - (2) 空家等及び空地の売却、賃貸その他市場への流通の促進に関する事業
 - (3) 特定空家等の発生を予防するための啓発事業

<市の行う業務>

 - ア 所有者等からの承諾を得て、空家等及び空地の市場への流通に関し必要となる情報を全日群馬県本部に提供するものとする。
 - イ 市は、所有者等に対する相談事業の実施について企画するとともに、当該相談事業の実施について、広報しぶかわ等を通じて市民に周知するものとする。
 - ウ 市は、特定空家等の発生を予防するための啓発事業の実施について企画するとともに、市民に周知するものとする。

<全日群馬県本部が行う業務>

 - エ 全日群馬県本部は、市から提供された空家等及び空地に関する情報について、全日群馬県本部所属会員に周知するものとする。
 - オ 全日群馬県本部は、所有者等の意向に基づき、全日群馬県本部所属会員に対し、当該空家等及び空地の売買、賃貸その他不動産取引の媒体又は代理に関する協力を求めるものとする。
 - カ 全日群馬県本部は、市が実施する相談事業の実施に当たり、全日群馬県本部所属会員から当該相談事業に協力する業者を派遣するものとする。
- 3 日時 平成29年5月30日（火）10時から
- 4 場所 渋川市役所 本庁舎2階 市長応接室
- 5 出席者 市 市長、総務部長、防災安全課長
全日群馬県本部 本部長及び副本部長
- 6 その他 協定式は行わず、全日群馬県本部による市長への表敬訪問とします。
(協定締結日5月30日)

参考

【公益社団法人 全日本不動産協会群馬県本部】

- ・本部長 新 井 晴 夫
- ・支部組織なし（渋川地区4社）

【公益社団法人 全日本不動産協会】

公益社団法人全日本不動産協会は、建設大臣より設立許可を受けた公益法人で、昭和27年6月10日「宅地建物取引業法」が初めて公布されたのを機に、同年10月1日設立された業界最古の歴史を誇る全国に47の都道府県本部を持つ不動産業者の全国組織です。

本協会は、不動産が産業の基盤であり、土地や宅地建物の供給及び流通が国民生活の根幹をなすとの認識のもと、消費者の安全と公正を確保し、その有効利用を促すなど、社会への貢献と業界の健全な発展に寄与するよう活動しています。